

はじめに

P R T R (Pollutant Release and Transfer Register) とは、有害な物質を取り扱う工場や事業所などから①環境中へ放出される有害物質の排出量、②廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量などを、事業者が自ら把握して国に報告する制度のことですが、国はそのデータを集計・公表し、有害化学物質の移動実態の全容を把握することとされています。

この制度は、欧米ではすでに実施されていますが、わが国でも 1999 年（平成 11 年）7 月、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（略称：化学物質管理促進法、通称：『PRTR 法』）が制定され、2000 年 3 月には、対象化学物質や事業者の範囲が政令として公布されました。

これに基づいて 2001 年 4 月から該当物質の排出・移動量を把握し、2002 年（平成 14 年）4 月から 6 月までの間に、2001 年度分を届出することとなっています。

石油業界では、製造業（製油所）や石油卸売業（油槽所）はいうまでもなく、給油所（SS）を運営する一定規模以上の事業者（燃料小売業）も、本法の対象事業者となり、毎年、ベンゼンなど有害な指定化学物質の排出量を SS 毎に算出し、SS の所在する都道府県を經由して事業所管大臣（経済産業大臣）に届け出ることが義務付けられました。

P R T R 制度の施行に伴い、石油連盟と全国石油商業組合連合会は協力して、2001 年 4 月には『P R T R 法と給油所〈当面の対応〉』を作成し、PRTR 制度の概要を理解し、SS における当面の対応の一助としました。

今回、2002 年 4 月から排出量の算出・届出などが開始されることを受けて、実務的なマニュアルとして「PRTR 法と給油所」を作成しました。

このマニュアルが石油元売会社、並びに石油販売業者において有効に活用され、PRTR 制度の定着に貢献できれば幸いに存じます。

I. PRTR法の概要

1. 制定の背景と目的

(1) 制定の背景

1992年の環境と開発に関する国連会議（地球サミット）で採択された「アジェンダ21」の中で、化学物質のリスク低減の手法として、有害化学物質の排出や移動を管理する制度の必要性が指摘されました。これを受けてOECD（経済協力開発機構）は、96年に加盟各国に対してその導入を勧告しました。99年のOECD理事会では、各国から導入に向けた取り組み状況が報告されました。

わが国でも、経済産業省や環境省の審議会で導入に向けた議論が行われ、99年7月に「化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）」が制定され、2001年4月に施行されました。第1回目の排出量等の届出は02年4月に始まることとなっています。

(2) 法の目的

PRTR法の目的は、次の通りです。

有害性のある化学物質（人の健康や生態系に有害なおそれのある性状を有する化学物質）について、事業者の自主的な管理並びに改善を促進することを通じて、対象化学物質が環境保全に支障をきたすことを未然に防止すること。

この目的のために、有害な対象化学物質の環境への排出量等の把握と届出を行う「PRTR制度」と特定化学物質の性状及び取扱い上の注意などに関する情報の提供を行う「MSDS制度」（Q&A参照）を導入。

(3) PRTR制度（排出量等の把握と届出）の枠組み

PRTR制度の枠組みは次の通りです。（右頁の図参照）

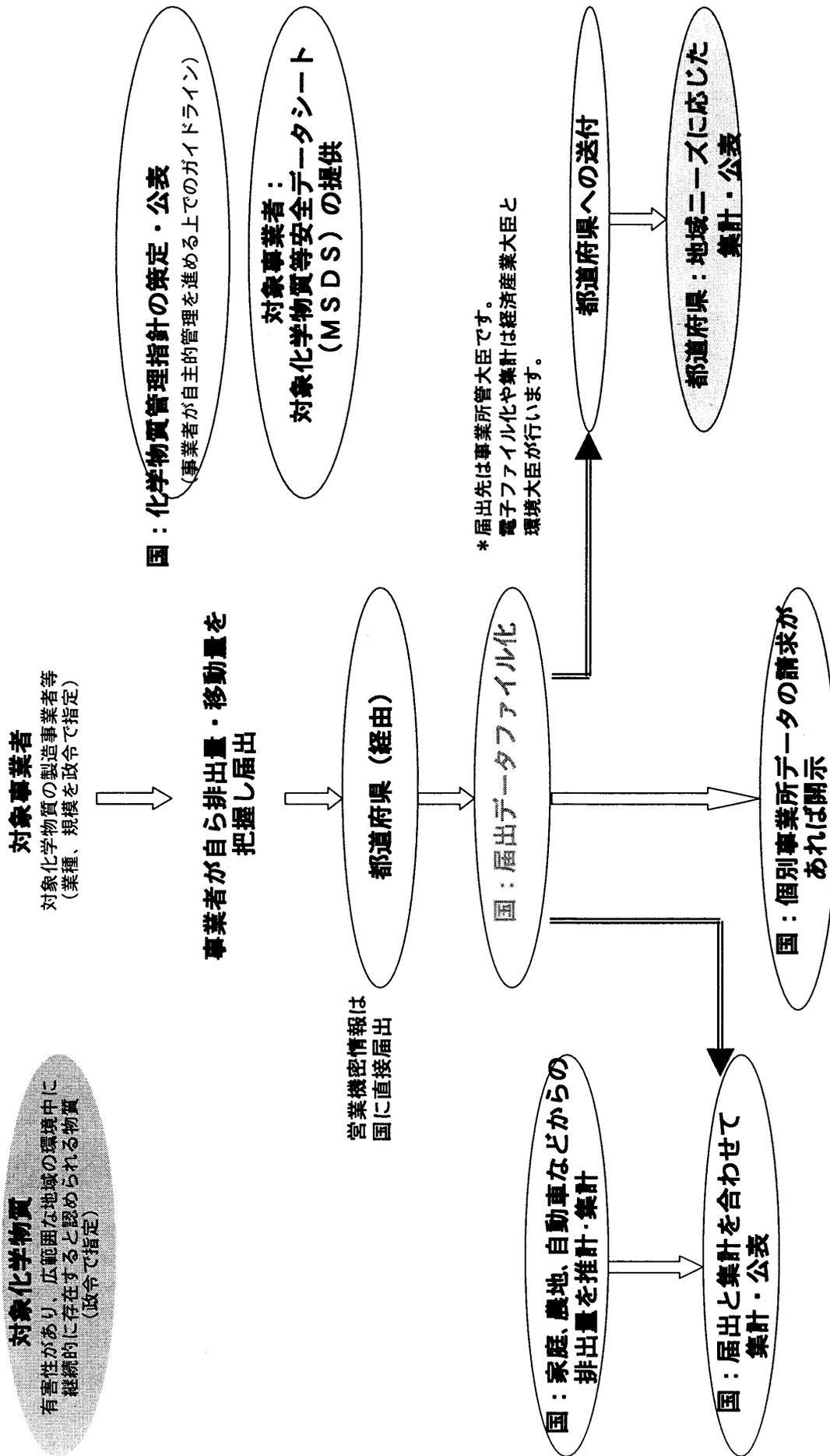
対象事業所は、対象化学物質の環境中（大気中、水中、土壌内など）へ排出される量（排出量）及び廃棄物に含まれて事業所外に移動する量（移動量）を、事業者が自ら把握し、事業所所在地の都道府県を經由して国（事業所管大臣）に届出。

国は、対象事業者から届け出されたデータを電子ファイル化し、物質別、業種別、地域別などに集計し、公表するとともに、都道府県に通知。

さらに、国は、届出対象となっていない事業者や家庭、農地、自動車などからの排出量を推計して集計し、の届出データの結果と併せて公表。

国は、電子ファイル化された個別事業所ごとの情報について、請求があれば開示。

＜P R T R制度による排出量などのデータの届出・集計・公表フロー図＞



2. 対象物質・対象製品

(1) P R T R法の対象物質・対象製品

【対象物質】人体や生態系への有害性があり、地域環境中に広く存在する（暴露性がある）と認められ、政令で指定された物質

<政令指定物質>

第一種指定化学物質：

ベンゼン、トルエン、キシレン、エチルベンゼン等 354 物質が政令で指定されています。

特定第一種指定化学物質：

第一種指定化学物質のうち、ベンゼン等発がん性を有する 12 物質が政令で指定されています。

【対象製品】対象物質を一定量以上含有する製品

第一種指定化学物質の含有率が、1 質量%以上の製品

特定第一種指定化学物質の含有率が、0.1 質量%以上の製品

(2) 給油所（S S）での取扱商品と対象製品・対象物質

S Sで取り扱われている主要な製品は、ガソリン、灯油、軽油などの燃料油、潤滑油、ワックス・水抜き剤・不凍液・ウォッシャー液等の自動車関連用品などですが、このうち、燃料油に関してP R T R法の対象製品・対象物質との関係は、以下の通りです。

〔S Sで取り扱われている燃料油中（液中）の対象化学物質含有率〕
(業界平均値) (wt%)

対象製品 対象物質	プレミアム ガソリン	レギュラー ガソリン	灯油	軽油
ベンゼン	0.51	0.64	0.01	0.00
トルエン	20.8	9.1	0.1	0.03
キシレン	8.5	6.1	1.1	0.22
エチルベンゼン	1.7	1.4	0.3	0.04
1-3-5トリメチルベンゼン	1.1	0.9	0.7	0.13

(注) 平均値であるためMSDSの数値と異なっている場合があります。

上記の結果、本マニュアル中においては、P R T R制度でのS S（「燃料小売業者」として）における排出量届出の対象製品と対象物質は次の通りとしております。

対象製品	対象物質
プレミアムガソリン	ベンゼン、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、1-3-5 トリメチルベンゼン
レギュラーガソリン	ベンゼン、トルエン、キシレン、エチルベンゼン
灯油	キシレン

なお、燃料油の軽油（排出量届出対象製品）については、対象物質の含有量が全て規定量未満であるためP R T R制度の対象とはなりません。

また、潤滑油、ワックス・水抜き剤・不凍液・ウォッシャー液等のケミカル用品、廃油等の**移動量届出対象製品**については、対象物質の含有量が規定量未満か、含有量が規定量以上でも年間取扱量が規定量未満であるためP R T R制度の対象とはなりません。大量に取扱う事業所については確認をしてください。（詳細はQ & A参照）

3. 対象事業者

(1) P R T R制度の対象事業者

対象化学物質の排出量・移動量を届け出なければならない事業者は、次のから の全てに該当する事業者です。[事業者判定基準]

政令で指定する **23 業種**の事業を営んでいる事業者

<石油関係業種> ○**燃料小売業** (S S、灯油専門店等が対象事業所)

○製造業 (製油所・石油基地等が対象事業所)

○石油卸売業 (油槽所が対象事業所)

常時使用する従業員が **21 人以上**の事業者

第一種指定化学物質のいずれかの**年間取扱量が1 t 以上** (当初2年間－平成14年度、15年度は**5 t 以上**)、但し、発がん性物質である特定第一種指定化学物質は**0.5 t 以上の取扱量**のある事業所(S S)を有する事業者

したがって、上記③に該当しないS Sがある時には、そのS Sは当該指定化学物質に係る排出量等の届出は必要ありません。[事業所判定基準] (次頁の「事業者・事業所判定フロー図」参照)

(2) P R T Rの対象となる燃料小売業 (S S) の範囲

従業員規模

S Sを運営している事業者のうち、事業者全体で**常用使用する従業員数が21人以上**の事業者

(注) 従業員は事業者 (管理部門も含めた会社、法人など) としての従業員数であり、事業所 (S S1ヵ所) 毎の従業員数ではないことに注意。また、従業員には、正社員の他にアルバイト、パートが含まれます。(Q & A参照)

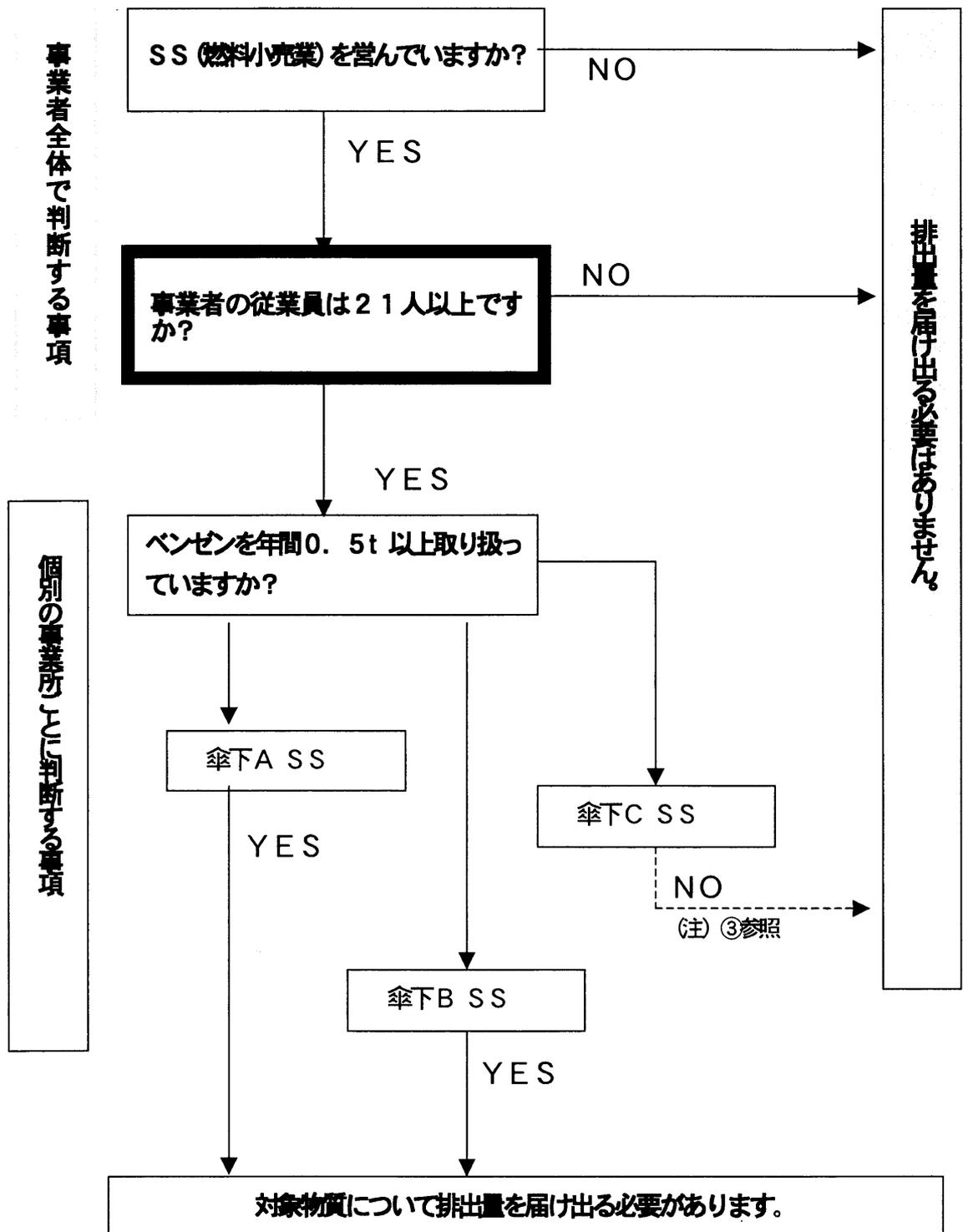
指定化学物質の取扱量

指定化学物質の年間取扱量が規定量以上 (上記(1)の) のS Sを運営している事業者

→ S Sでの年間取扱量が、プレミアムガソリンは7 k l 以上 (トルエンの場合)、レギュラーガソリンは16 k l 以上 (トルエンの場合)、灯油は115 k l 以上 (キシレンの場合) の何れかが該当する場合は届出対象事業者となります。(Q & A参照)

以上の状況から、S S事業者の場合は、従業員規模 (21 人以上) でもってP R T R対象事業者となるかを判断することになります。

**SS（「燃料小売業」）に係る排出量届出の有無判定フロー図
（レギュラーガソリン中のトルエンの場合）**



(注) ① このフロー図は3SSを運営する場合

② 「トルエン年間1t以上」は、レギュラーガソリン年間取扱量（受入量）に換算すると、約16klに相当する。

③ C SSが届出対象とならない場合の事例であるが、②で示した量的な条件から見ると、このようなSSはほとんど無いと考えられる。

II. 排出量の算出方法

1. 排出量算出手順

(1) 取扱量の把握

SS段階での排出量の算定に当たっては、当該SSごとのガソリン、灯油の「年間（当該年度）^(注1) 受入量」と「年間（当該年度）給油量」^(注2)を区分して把握してください。（後述しますが、受入量・給油量を把握することで、対象化学物質の排出量等が自動的に計算できる簡便な方法を示しております。）

（注1）上記の「年間（当該年度）」とは、排出量等の届出時（毎年度の4月～6月の間）に対する「前年度」の期間を意味しています。

（注2）給油量については、SS構内での給油量が把握対象となります。ミニローリー等によるSS構外での給油量は対象外です。

(2) 排出形態の確認

現状、SSにおける対象化学物質の排出形態には、次の2通りがあります。

SS地下タンクへの受入時に大気中へ排出

タンクローリーから地下タンクへガソリン・灯油を受け入れる際に、地下タンク内部の液面上昇に伴い、液面上部空間の蒸気（ベーパー）が通気管から大気中に排出されます。

自動車への給油時に大気中へ排出

自動車への給油時（顧客への販売時）には、自動車の燃料タンク内の液面上昇に伴い、燃料タンク内のベーパーが給油口から大気中に排出されます。

<ベーパー回収設備を設置している場合の特例>

ベーパーが、通気管を經由してタンクローリー内に回収されるSSの場合、並びに自動車給油時に回収されるSSの場合は、対象化学物質の排出量が減少しますので、ベーパー回収設備の有無をご確認ください。

ベーパー回収設備を有するSSのベーパー回収率は、荷卸時・給油時のそれぞれにおいて85%とします。

上記のベーパー回収効率は、『P R T R 排出量等算出マニュアル』（経済産業省・環境省編）に準拠しています。

(3) 対象化学物質の排出量の算出

SSでのガソリンなど石油製品中からの対象化学物質の排出量の算出は、前掲の『P R T R排出量算出マニュアル』を参考に、各石油製品の「排出定数」（液中からの炭化水素ベーパーの排出割合）を基に、当該化学物質の「ガス中濃度」などを乗じて算定される「**排出係数**」を用いて算出しています。

SSでの石油製品中からの対象化学物質の排出量は、「石油製品ごとの対象化学物質別排出係数」に「当該石油製品のSSでの受入量及び給油量」を乗じて算出します。（詳細は「2. 算出例」を参照）

切SSでの排出量算定に当たっては、次頁の表で整理した『対象製品・対象化学物質ごとの排出係数』を採用することとします。

(4) その他排出量算定に当たっての考え方

プレミアムガソリンとレギュラーガソリンの排出係数については、前掲(p○)の対象化学物質の含有率（業界平均値）の調査結果でも差異が見られる（特に、トルエンの場合）ことから、製油所部門と同様に別々に排出係数を算定しました。

夏冬の格差については、年間で捉えることにより平均化されるため、SSの実務を簡素化するとの観点から、格差を設けておりません。

SSの場合は、地下タンクの貯蔵時の「呼吸ロス」については、屋外タンクと異なり1日の気温差が小さいので排出量としては無視しています。

表：SSでの対象製品・対象化学物質ごとの排出係数

単位：kg/kl

対象石油製品	対象化学物質	ローリーから地下タンクへの荷卸時における排出係数	計量機から自動車への給油時における排出係数
プレミアム・ガソリン	ベンゼン	0.0021277	0.0026793
	トルエン	0.0246417	0.0310303
	キシレン	0.0028771	0.0036231
	エチルベンゼン	0.0006483	0.0008164
	1,3,5トリメチルベンゼン	0.0001204	0.0001516
レギュラー・ガソリン	ベンゼン	0.0025759	0.0032437
	トルエン	0.0107540	0.0135421
	キシレン	0.0020498	0.0025812
	エチルベンゼン	0.0005316	0.0006694
灯油	キシレン	0.000009	

(注1) 表中の排出係数は、p〇の「SSで取り扱われている燃料油中（液中）の対象化学物質含有率（業界平均値）」に基づき算定されている。各SSごとのMSDSの数値を使用していない。（詳細はQ&A参照）

(注2) 灯油の排出係数は、荷卸し時給油時（「自動車」部分を「灯油用容器類」と読み替え）としてい

2. 算出例

(1)レギュラーガソリンの計算事例（ベンゼンの場合）

<設備の概要>

使用設備：地下タンク（ガソリンスタンド）

ベーパー回収設備：なし

貯蔵物質：レギュラーガソリン

レギュラーガソリンの年間使用量：受入量 1,000kl 給油量 960kl

レギュラーガソリンの受入時・給油時のベンゼン排出量の算出

排出係数が異なるため、受入・給油特別にベンゼン排出量を算出する。

[受入時排出量] =レギュラーガソリンの受入量 (kl/年) ×レギュラーガソリンの受入時の排出係数 (kg/kl)

$$= \underline{1,000} \text{kl/年} \times 0.0025759 \text{ kg/kl} = 2.5759 \text{ kg/年}$$

[給油時排出量] =ガソリンの給油量 (kl/年) ×ガソリンの給油時の排出係数 (kg/kl)

$$= \underline{960} \text{kl/年} \times 0.0032437 \text{ kg/kl} = 3.113952 \text{ kg/年}$$

ベンゼンの大気への排出量の算出

ベンゼンの大気への排出量は、上記①の受入時と給油時の和として算出する。

ベンゼンの大気への排出量] =ベンゼンの受入時排出量+ベンゼンの給油時排出量

$$= 2.5759 \text{ kg/年} + 3.113952 \text{ kg/年} = 5.689852 \text{ kg/年}$$

届出対象排出量 = 5.7 kg/年

(有効数字 2 桁)

レギュラーガソリンには、ベンゼン以外にもトルエン、キシレン、エチルベンゼンが 1 質量%以上含まれる。これらの排出量については、前ページ(P.)の排出係数を参考にして、ベンゼンと同様の算出方法で算出する。

(2) 灯油の計算事例（キシレンの場合）

<設備の概要>

使用設備：地下タンク（ガソリンスタンド）

貯蔵物質：灯油

灯油の年間使用量：受入量 1,000kl 給油量 800kl

*給油量については、SS構内での給油量に限られる。

<ペーパー回収を行っていない場合—一般的なケース>

前掲のレギュラーガソリンのベンゼン等の場合と同様に、灯油の受入・給油時の排出係数（○ページ掲載）に年間の受入量・給油量を乗じて算出する。

$$\begin{aligned}\text{キシレン排出量} &= [\text{灯油の受入量} + \text{灯油の給油量}] \times [\text{灯油のキシレン排出係数}] \\ &= [1,000\text{kl}/\text{年} + 800\text{kl}] \times 0.000009 \text{ kg/kl} = 0.00162 \text{ kg}/\text{年}\end{aligned}$$

$$\text{届出対象排出量} = 0.0 \text{ kg}/\text{年}$$

（有効数字2桁）

灯油の場合、受入時と給油時の排出係数に差を設けていない。

(3) レギュラーガソリン計算事例（ベンゼンの場合—左記(1)の特殊なケース—）

受入時にペーパー回収を行っているSSの場合は、受入時排出量に0.15を乗じて得られた結果と給油時排出量を合計して算出する。

$$\begin{aligned}[\text{受入時排出量}] &= [\text{受入量}] \times [\text{排出係数}] \times [\text{ペーパー未回収率}] \\ &= 1,000\text{kl}/\text{年} \times 0.0025759 \text{ kg/kl} \times 0.15 = 0.386385 \text{ kg}/\text{年}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}[\text{給油時排出量}] &= [\text{給油量}] \times [\text{排出係数}] \\ &= 960\text{kl}/\text{年} \times 0.0032437 \text{ kg/kl} = 3.113952 \text{ kg}/\text{年}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{ベンゼンの大気への排出量} &= [\text{受入時排出量}] + [\text{給油時排出量}] \\ &= [0.386385 \text{ kg}/\text{年}] + [3.113952 \text{ kg}/\text{年}] = 3.500337 \text{ kg}/\text{年}\end{aligned}$$

$$\text{届出対象排出量} = 3.5 \text{ kg}/\text{年}$$

（有効数字2桁）

Ⅲ. 排出量等の届出方法・事項

1. 届出方法

届出対象事業者は、毎年度 4月1日～6月30日までの間に、個別 S S 毎に前年度の化学物質の環境への排出量・移動量を把握し、届出対象の個々の S S が所在する都道府県経由で事業所管大臣に、「第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書」（法律第 5 条第 2 項の規定による様式第 1）を提出してください。

提出先都道府県の担当窓口について、参考資料(2)に示します。なお、政令指定都市については、都道府県から委任されている場合がありますのでご注意ください。

(参考資料(2)の「国及び都道府県 P R T R 担当部局一覧」参照)

2. 届出事項（様式と内容）

(1) 届出様式に従って、次の事項を届け出てください。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

事業所の名称及び所在地

事業所において常時使用される従業員の数

事業所において行われる事業が属する業種（S S の場合は『燃料小売業』）

排出量・移動量を把握した第一種指定化学物質の名称並びに把握した区分ごとの排出量・移動量

(2) 記載上の留意点を次に示します。

○様式の「備考」欄の注記事項にしたがい、前述(1)の～の事項については、各届出対象事業者が記入してください。この場合の届出対象事業者は、当該事業所を実際に運営している事業者を指します。

○事業所の属する業種欄の「業種コード」は、日本標準産業分類における分類番号（S S の場合は 5 9 3 0）を記入してください。

○様式「第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量」の排出量欄の算出については、後述しますが、全国石油商業組合連合会のホームページ内の「P R T R 制度」画面をご利用ください。

年間の受入量と給油量を入力すると、排出量が自動的に計算され、物質ごとの排出量が届出書に転記されます。

(3) その他、詳細については、経済産業省・環境省の「P R T R 届出書記入要領」（平成 14 年 3 月）をご参考にしてください。

<届出書様式①>

政令指定都市に委任されている場合の宛先は「当該政令指定都市の市長」宛となります。

様式第1 (第5条関係)

第1種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

年月日
経済産業大臣(都道府県知事)殿

届出者住所〒
氏名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次の通り届け出ます。

事業所	事業者の名称	
	前回の届出における名称	
	事業所の名称	
	前回の届出における名称	
	所在地	〒 都道府県 市区町村 (ふりがな)
事業所において常時使用される従業員の数		
事業所において行われる事業が属する業種	業種名	業種コード
	うち主たるもの 燃料小売業	5930
第一種指定化学物質の排出量及び移動量		別紙番号1~ のとおり
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無(該当するものに○をすること)		1. 有 2. 無
担当者(問い合わせ先)	部署	
	氏名	
	電話番号	
※受理日	年月日	※整理番号

備考 1 本届出書は、事業所ごとに作成する。
2 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
3 事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在(前年度中に事業を開始した事業所においては事業を開始した日)における当該事業所の人数を記載すること。
4 事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあっては、次欄以降に記載すること。また、業種コードの欄には、業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載すること。
5 法人にあっては、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
6 ※の欄には、記載しないこと。
7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
8 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

「届出者」が法人の場合には「法人の名称」と「事業者の名称」は一致します。この場合の「事業者」は実際に事業所を運営している者です。

この欄に記載された事業所所在地の都道府県又は市への届出となります。

事業者全体でないことにご注意ください。

対象化学物質別に届出する別紙番号を記入。

P R T R対象業種の中から、主たる業種名を記入します。主たる業種がP R T R対象業種でなくSSを兼業している場合でも、「燃料小売業」が主たる業種となります。

一般的には「無」

＜届出書様式②＞

指定化学物質の号番号順に、1から順に連続する番号を記入。SSの場合はガソリンの対象化学物質が全部で5つありますので、最大値は5です。

SSで対象となる化学物質の単位は全て「kg」です。

別紙番号

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称		ベンゼン		
第一種指定化学物質の号番号		299	単位(該当するものに○をすること)	1. kg 2. mg-TEQ
排出量	イ 大気への排出	○ ○	○	
	ロ 公共用水域への排出			排出先の河川、湖沼、海域等の名称
	ハ 当該事業所における土壌への排出(ニ以外)			
	ニ 当該事業所における埋立処分			埋立処分を行う場所(該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型
移動量	イ 下水道への移動			
	ロ 当該事業所の外への移動(イ以外)			
※整理番号				

ベンゼン、トルエン、キシレン等の化学物質名と号番号を記載。後述する「全石連HPからのダウンロード様式」を活用しますと、自動的に転記されます。

全石連HPからのダウンロード様式を活用しますと、対象化学物質ごとの排出量が自動的に計算され転記されます。

- 備考
- 1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
 - 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。
 - 3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の号番号の欄には、令別表第一に掲げる名称(令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあっては、当該別名)を記載すること。
 - 4 排出量及び移動量の単位は、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質については「kg」、ダイオキシン類については「mg-TEQ」を選択すること。
 - 5 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあっては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
 - 6 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
 - 7 ※の欄には、記載しないこと。

SSの場合は、排出量のロ～ニ、移動量のイ、ロは該当しませんので、当該欄に「0. 0」を記入。

3. 届出様式等のダウンロード

以下に、全国石油商業組合連合会のホームページからのP R T Rダウンロードメニュー手順を示します。(右頁の「操作手順」参照)

- (1) 全国石油商業組合連合会のホームページ (HP) にアクセス

<http://www.zensekiren.or.jp/>

- (2) HPのトップページ画面の右下にある『P R T R制度』部分を選択(クリック)しますと、以下の画面が現れます。

ダウンロード画面<P R T R届出様式・算出方法>

- ① ベーパー回収設備無し用
- ② 受入時・給油時ともベーパー回収設備有り用
- ③ 受入時のみベーパー回収設備有り用
- ④ 給油時のみベーパー回収設備有り用

上記より選択し、Microsoft Excel ファイルをダウンロードする。

- (3) 上記(2)の画面から、あなたの事業所 (SS) に該当する方を選択し、Microsoft Excel ファイルをあなたのパソコンにダウンロードしてください。(対象化学物質別の排出量の自動計算ソフトを組み込んだエクセル表一式がダウンロードされます。)
- (4) あなたのパソコン内にダウンロードされたものでもって、自動計算ソフトの説明内容にしたがって、SSごとのプレミアムガソリン、レギュラーガソリン、灯油の受入量・給油量を入力してください。
- (5) 届出に必要な排出量等の数値が自動的に計算され、ベンゼン、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、1-3-5 トリメチルベンゼンごとに、届出様式の該当欄にアウトプットされます。(右頁のアウトプット列参照)

Microsoft Excel ファイル例・操作手順

① Excel ファイル最下部のシートリストの中から「排出量の算出」部分を選択。

<対象物質ごとの排出量の算出>

SS 毎の年間の受入・給油実績を入力

プレミアムガソリン受入量(kl/年)	=	1,000
プレミアムガソリン給油量(kl/年)	=	1,000
レギュラーガソリン受入量(kl/年)	=	1,000
レギュラーガソリン給油量(kl/年)	=	1,000
灯油受入量(kl/年)	=	1,000
灯油給油量(kl/年)	=	1,000

$$\text{受入量(kl/年)} \times \text{受入時排出係数} + \text{給油量(kl/年)} \times \text{給油時排出係数} = \text{排出量(kg)}$$

ベンゼン									
プレミアム	1,000	×	0.0021277	+	1,000	×	0.0026793	=	4.807
レギュラー	1,000	×	0.0025795	+	1,000	×	0.0032437	=	5.8196

以下省略

② SS 毎に、対象製品の年間の受入量・給油量を上記画面の該当欄に入力。

⇒ ベンゼン等指定化学物質毎の排出量を自動的に計算

③ 上記②の計算結果は、別シートの「排出量と移動量」(ベンゼンの例) 様式の『第一種指定化学物質の名称・号番号』欄、及び『排出量欄のイ大気への排出』欄に、レギュラーとプレミアムガソリンから排出されるベンゼンの排出量の合計値が自動的に計算され記入されます。

<届出様式シート：排出量・移動量>

シート画面内に打ち込み済み

第一種指定化学物質の名称	ベンゼン		
第一種指定化学物質の号番号	299	単位	Kg
排出量	イ大気への排出	10.6	
	ロ		

計算用シートでの計算結果が自動的に入力されます。

④ ベンゼン以外の対象化学物質についても、上記②の入力の結果、物質ごとに③の届出様式シートに自動的に計算され記入されます。

⑤ 届出書の様式シートに、社名、住所、担当者等必要事項を入力し印刷・押印。添付書類として排出量・移動量シート(上記③の排出量結果が入力されたもの)も印刷。

<届出書シート>

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

年月日

経済産業大臣(都道府県知事) 殿

住所 △△△×××***

届出者 氏名

(以下省略)